

会議録(2025年度 第1回愛知県事業評価監視委員会)

【日時】2025年7月31日(木) 午後1時30分～午後5時00分

【場所】愛知県本庁舎6階 正庁

【出席者】

(委員) 秋田委員、岡田委員、北野委員、木全委員、小谷委員、
西村委員、本橋委員
(県建設局) 技監、建設企画課担当課長、道路建設課担当課長、
砂防課担当課長
(県建築局) 公営住宅課課長
(県農林基盤局) 農林総務課農林技術管理室長、農地整備課担当課長

【内容】

1 開会

2 議事

- (1)2025年度愛知県事業評価監視委員会の予定と進め方について
- (2)審議対象とする事業及び抽出方法について
- (3)第2回及び第3回委員会審議対象事業の抽出について
- (4)対象事業の審議について

【再評価】

道路事業 主要地方道名古屋江南線(一宮工区)(一宮市)
砂防等事業 乗小路沢(豊橋市)
農業農村整備事業 占部用水(岡崎市、額田郡幸田町)

【事後評価】

公営住宅等整備事業 原山台住宅7丁目(瀬戸市)
農業農村整備事業 植田(豊橋市)

3 閉会

(1)2025 年度愛知県事業評価監視委員会の予定と進め方について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(2)審議対象とする事業及び抽出方法について

県	事務局から説明
[結論]事務局原案を了承する。	

(3)第2回及び第3回委員会審議対象事業の抽出について

県	事務局から説明
抽出 委員	<p>第2回の抽出案について説明</p> <p>再評価の抽出について、再評価審議除外基準に該当するような、変更が軽微であり、事業進捗が想定どおりで、過去審議済みである事業はないため、考慮事項にそって抽出する。</p> <p>抽出にあたっては、進捗状況と事業内容の考慮として、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の進捗状況、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。</p> <p>なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」については該当がなかった。</p> <p>交通安全対策事業の2事業についてであるが、進捗状況と事業内容の考慮と過去の審議状況の観点からは、事業期間と事業費に大幅な増加が生じ、過去に審議していない1番の「国道42号」、事業期間に大幅な増加が生じている2番の「一般県道豊丘豊浜線」を抽出した。</p> <p>続いて、河川事業の4事業についてであるが、過去の審議状況の観点からは、過去に審議されていない3番の「一級河川矢作川水系矢作川上流圏域」を抽出した。進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業の見込みの判定結果が全てBである5番の「二級河川大田川水系」を抽出した。また、4番の「一級河川矢作川水系矢作川下流圏域」については、事業費が他事業に比べて大きく、社会的な影響が大きいと考え抽出した。</p> <p>次に、「事後評価」の抽出について、抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。</p> <p>砂防事業2事業及び街路事業1事業について、2番の「宝区域」と3番の「都</p>

	<p>市計画道路「清須新川線」は過去に審議されていないため、抽出した。</p> <p>各事業、再評価及び事後評価のバランスも確認しており、以上を総括し、再評価については、1番・2番・3番・4番・5番の5事業、事後評価から2番・3番の2事業を審議対象とすることを提案する。</p>
抽出委員	<p>第3回の抽出案について説明</p> <p>事前評価の抽出であるが、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」、とあるため、対象である1事業を抽出する。</p> <p>続いて、再評価の抽出であるが、再評価審議除外基準に該当するような、変更が軽微であり、事業進捗が想定どおりで、過去審議済みである事業はなかったため、考慮事項にそって抽出する。</p> <p>抽出にあたっては、先ほどの第2回の抽出と同様に、進捗状況と事業内容の考慮、再評価該当基準の考慮、過去の審議状況の3点に着目した。</p> <p>なお、2点目の再評価該当基準の考慮については該当がなかった。</p> <p>まず、農業農村整備事業の8事業についてであるが、進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業費に大幅な増加が生じ、B/Cが低下し1.0に近く、また、事業進捗が進んでいない4番の「片原一色第2」、事業費に大幅な増加が生じ、事業進捗が進んでいない5番の「横根川」、事業期間と事業費に大幅な増加が生じている7番の「鍋田排水」、事業費に大幅な増加が生じている8番の「六條」を抽出した。なお、3番の「新天白」については、事業期間と事業費に大幅な増加が生じているものの、事業種別のバランスを考慮し抽出しなかった。</p> <p>林道事業の9番「上新戸黒淵線」については、事業期間と事業費に大幅な増加が生じていることから抽出した。</p> <p>なお、過去の審議状況では、4番の「片原一色第2」が過去に審議をしていない事業に該当する。</p> <p>次に、「事後評価」の抽出についてであるが、抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。</p> <p>治山事業1事業について、1番の「新城市細川ほか地区」は過去に審議されていないため、抽出した。</p>

	各事業、事前評価、再評価及び事後評価のバランスも確認しており、以上を総括し、事前評価については、1番の1事業、再評価については、4番・5番・7番・8番・9番の5事業、事後評価から1番の1事業を審議対象とすることを提案する。
	[結論]抽出委員の抽出案を了承する。

(4)対象事業の審議について

道路事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	道路建設課から道路事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
委員	交通事故減少便益のイメージが付きづらい。具体的にはどのように算出するのか。
県	道路種別や車線数、また、交差点や交差点以外の箇所、それぞれに違う係数が定められている算定式を用い、これにより算出した交通事故損失額を道路整備の有無により差を求めたものを交通事故減少便益としている。
委員	内容について了解した。
	[結論]道路事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。

対象事業の審議-再評価① 道路事業 主要地方道名古屋江南線(一宮工区)

県	道路建設課から評価調書(案)の説明
委員	センサスは常に最新のものを使用しているのか。
県	評価時点において、最新のデータを使用してる。
委員	計画事業費と費用対効果分析の事業費が異なるのはなぜか。 また、維持管理費が事前評価時と再評価時で異なるのはなぜか。
県	費用対効果分析では、将来のお金の価値を現在価値化しているため、計画事業費と比べると低くなっている。維持管理費については、管内事務所から聞き取りした結果を時点更新したものを反映している。
委員	事前評価時と再評価時の計画交通量が異なるのはなぜか。
県	使用しているセンサスの年度と将来推計の年度が異なるためである。
委員	今後の事業進捗の見込みに阻害要因なしとあるが、阻害要因とは何か。
県	例として、用地買収の難航がある。
委員	現時点として、用地買収の難航がないとのことだが、何か工夫していることはあるか。

県	一般論になるが、用地交渉の際に丁寧に説明することや、スケジュールを遵守することを心掛けている。
委員	社会的割引率の4%について、現在の金利からすると高いが問題ないか。また、他事業でも同じ値を使用しているのか。
県	費用便益分析マニュアルより、他事業も含めて、4%を採用している。県としても高いのは承知している。
委員	補足であるが、マニュアルは策定時の値を使用しているため、現在の金利と乖離が出ている。しかし、金利は日々変動することから、時点更新した数値を使用すると事業の横並びがとれなくなるため、一律4%としていると認識している。
県	そのとおりである。
[結論]対応方針(案)について了承する。	

砂防等事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	砂防課から砂防等事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
委員	被害の範囲はどのように決めているか。
県	今回の土石流に関しては、地形条件を踏まえ降雨により運ばれる土砂の範囲を被害想定範囲としている。
委員	人的損失額の算出に係る人数はどのように算出しているのか。
県	死者数は、家屋に土砂が被る量を基に全壊家屋数を出し、全国的な平均値が示されており、その数値を掛けて算出している。
委員	実際に現地に存在する家屋数が対象ということでよいか。
県	そのとおりである。
[結論]砂防等事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価② 砂防等事業 乗小路沢

県	砂防課から評価調書(案)の説明
委員	2号堰堤の工事用道路のルートを変更した要因を再度教えて欲しい。
県	1号堰堤施工時に、工事車両の通行に伴う振動により、工事用道路に隣接する家屋に損傷を与えてしまったため、ルートの見直しが必要となった。
委員	その要因がわかるように再評価調書に記載すること。
県	評価調書の表記を修正する。

委員	事業期間について、今回の見直しは3年の延伸であるが、事業採択時から比較すると17年の延伸となっている。その理由は何か。
県	先に説明した工事車両の振動に伴う事業損失に関する調整に時間を要したこと、さらに、隣接するトンネル工事と施工時期が重複したことから事業実施を延期したにより、事業期間が長くなった。
委員	費用便益を算出する際に、事業費は社会的割引率(4%)を用いて現在価値に換算した費用となっていると思うが、事業採択時は換算した後の費用が換算前より減り、再評価時(1回目)と再評価時(2回目)は増えている。どのような計算をしているのか。
県	事業費を算出する基準年の違いにより、変わっている。基準年より過去の事業費は増大し、未来のものは減少する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-再評価③ 農業農村整備事業 占部用水

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	「計画変更の推移」について事業期間の変動要因の分析で「地元調整による事業期間の延長」とあるが具体的には何か。
県	今までは調整相手が多い市街地区間を優先的に進めていたので時間がかかった。
委員	「未着手又は長期化の理由」では「第三者被害のおそれがある」とあるが、「第三者被害」とは誰を指すのか一般的にわかりにくい。市街地区間だとなぜ遅れるのかも含め表現を工夫してほしい。
委員	改修区間と既設利用区間はどのように判断したのか。 事業開始から時間が経っているが、既設利用区間ですでに改修が必要となった区間は無い。また今後、既設利用区間で老朽化が進み、改修しなければならないということにはならないのか。
県	2016年度、2017年度に機能診断を行い、改修区間を選定している。これまでに既設利用区間において、改修が必要となった区間は無い。 今後については、時間の経過とともに老朽化していくことも考えられるが、現状ではただちに対策が必要な老朽化は認められなかったため今回の事業では対象外としている。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事後評価② 農業農村整備事業 植田

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	事業費が1.1億円の減額となっている理由は何か。
県	主な減額要因としては単価調査等による積算精査、工事請負差額による減額がある。
委員	事業工期を2年延伸した理由は何か。事業費が減額となっているにも関わらず事業工期が2年延伸されているのは違和感があるため、延伸理由を記載すべきではないか。
県	導水路の改修において、沿線の建物に対する事後調査の調整・調査に不測の日数を要したため。また、記載方法を修正する。
委員	「Ⅱ 評価 ①事業目標の達成状況」にて、事業完了後の2023年に計画基準雨量以上の降雨があり、被害は発生していないと記載されているが、2021年にも計画基準雨量以上の降雨があるため、こちらについても被害の有無を記載してほしい。
県	記載方法を修正する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

対象事業の審議-事後評価① 公営住宅等整備事業 原山台住宅7丁目

県	公営住宅課から評価調書(案)の説明
委員	従前入居者440戸の再入居の保証について、従前入居者の半分程度が新棟に移転し、残りの方は、他の県営住宅等に移られて戻ってこなかったという認識でよろしいか。
県	今回の建替により、新棟に移転された方は、従前入居者の6割程度の253世帯であった。新棟の家賃は従前よりも高くなることから、他の県営住宅や民間住宅等に移転されたため、戻ってきていない。
委員	現在の入居率は92%で、かなり高いという認識でよろしいか。
県	他の建替中の県営住宅からの移転や新たに入居者を募集した結果、高い入居率となっている。
委員	約250戸が新たに入居したということか。
県	今回の建替事業を実施した原山台住宅7丁目の隣に原山台住宅2丁目があり、合わせて原山台住宅である。7丁目の建替事業に続き、2丁目の建替事業を予定していたため、2丁目から7丁目へ約120世帯の方に移転していただいている。
委員	居住環境の改善について、建替後に最低居住面積水準未満世帯の割合を0%にできなかったのはなぜか。

県	最低居住面積水準の算出方法は、住生活基本計画で定められており、建替後の原山台住宅7丁目では、2DKに5人以上、3DKに6人以上でお住まいの世帯が約2.1%おり、最低居住面積水準を満たせていない。入居世帯の人数によって変わるため、0とするのは難しい。
委員	最低居住面積水準が世帯人数と連動するというのであれば、誤解を招かないように、評価調書1ページの建替前と建替後の円グラフに、時点情報と「世帯人数と連動する数字である」という旨を補記した方がよいのではないか。
県	そのように修正する。
委員	新棟に移転された方に満足度調査等は実施しているか。
県	この住宅では実施していない。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

以上